

令和2年12月24日
302会議室

令和2年第24回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和2年第24回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和2年12月24日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時10分

2 場 所 302会議室

3 出席者

教育長 小町 邦彦

教育委員 伊藤 憲春 嶋田 敦子

小林 章子 石本 一弘

署名委員 嶋田 敦子

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 大野 茂 教育総務課長 小林 直弘

学務課長 杉浦 丘美 指導課長 前田 元

統括指導主事 寺田 良太 統括指導主事 川崎 淳子

教育支援課長 秋武 典子 学校給食課長 南 彰彦

生涯学習推進センター長 岡部 浩昭 図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 笹原 康司 柏崎 彩花

案 件

1 議案

- (1) 議案第61号 令和3年度 立川市教育委員会学校教育の指針について
- (2) 議案第62号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

2 報告

- (1) 教育長職務代理者の選任について
- (2) 新型コロナウイルス感染症の対応について

3 その他

令和2年第24回立川市教育委員会定例会議事日程

令和2年12月24日

302会議室

1 議案

- (1) 議案第61号 令和3年度 立川市教育委員会学校教育の指針について
- (2) 議案第62号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

2 報告

- (1) 教育長職務代理者の選任について
- (2) 新型コロナウイルス感染症の対応について

3 その他

◎開会の辞

○小町教育長 ただいまから、令和 2 年第 24 回立川市教育委員会定例会を開催いたします。
はじめに、議席の指定を行います。教育委員会の議席は、立川市教育委員会会議規則第 5 条の規定により、教育長が指定することとなっておりますので、現在お座りになっている議席を指定いたします。

次に、署名委員に嶋田委員、お願いいたします。

○嶋田委員 はい。承知しました。

○小町教育長 審議に入る前に、ご報告いたします。

前任の田中委員は昨日 12 月 23 日をもって任期満了となり、退任されました。後任として、石本委員が 12 月 17 日に議会の同意を得て、本日、立川市長から辞令交付を受け就任されました。なお、任期は本日 12 月 24 日から 4 年間となっております。

次に、議事内容の確認を行います。本日は、議案 2 件、報告 2 件でございます。その他は議事進行過程で確認を行います。

次に、議事進行についてです。2 報告(1)教育長職務代理者の選任について、は教育委員会の人事案件でございますので、1 議案の前に取り扱うことといたします。

次に、出席者の確認を行います。大野教育部長、お願いいたします。

○大野教育部長 本日第 24 回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、川崎統括指導主事、寺田統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

◎報 告

(1) 教育長職務代理者の選任について

○小町教育長 それでは、2 報告(1)教育長職務代理者の選任について、を議題といたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定によりまして、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」こととなっております。よって、立川市教育委員会教育長職務代理者について、本日付で私から、伊藤委員を指名しましたのでご報告させていただきます。

この職務代理者の任期につきましては期間の定めがありませんので、職務代理者の変更があるごとに指名させていただきます。

それではここで伊藤教育長職務代理者から、一言ご挨拶をお願いいたします。

○伊藤教育長職務代理者 本日より、指名されました伊藤でございます。私は教育に関しては専門ではございませんで、長い間、歯科医をしておるのですが、歯科医になってからずっと、子どものためにということで小児歯科の専門医として活動してまいりました。その中で、やはり教育に関しての重要性、支援を要する者たちの教育、支援について、いろいろ

なことを考えてやってまいりました。その中で教育に関するものも少しはお手伝いをしたいなということで、今からちょうど8年前、教育委員ということで選任をしていただきました。

8年間やってきた中で、前任者の退任に伴いまして教育長職務代理者ということになりましたけれど、制度が変わりまして教育長の職務代理者ということが始まってから、前任者、前々任者の方々にはなかなかいきませんが、少しでも立川の子どもたちのために、一生懸命頑張っただけでいいと思います。よろしくお願ひいたします。

○小町教育長 よろしくお願ひいたします。

これで報告(1)教育長職務代理者の選任について、の報告を終了いたします。

◎議 案

(1) 議案第61号 令和3年度 立川市教育委員会学校教育の指針について

○小町教育長 では早速、議案に入ります。1議案(1)議案第61号、令和3年度 立川市教育委員会学校教育の指針について、を議題といたします。

前田指導課長、説明をお願いいたします。

○前田指導課長 令和3年度 立川市教育委員会学校教育の指針について、ご提案いたします。

前回、令和2年12月10日に開催されました第23回教育委員会定例会において、ご指摘いただいた点等を含め、修正したものを本日お示ししてございます。

構成につきましては、「まちづくりは人づくり、人づくりは未来づくり、未来づくりは学校から」の理念の下、学校教育の充実、教育支援と教育環境の充実、学校・家庭・地域の連携による教育力の向上の3つの基本方針を踏まえること。具体的施策として、「学力・体力向上」、「特別支援教育の推進」、「幼保小中連携教育の推進」を重点課題とし、ネットワーク型の学校経営に位置付け、地域や外部機関と適切に連携しながら一層の充実、改善を図っていくものとする部分については、これまでと同様でございます。

1点、具体的施策の重点課題として、ICT教育の推進を加えてはどうかというご指摘がございましたが、1「学力の向上」の取組の中で、3ページ(6)として「ICT教育の推進」について項目を立て具体的に示していることから、この点については変更いたしませんでした。このほかのご提案いただいた指摘事項については検討し反映させていただいております。

この指針に基づき、令和3年度の小中学校の教育課程編成について指導してまいりたいと考えております。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

提案は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、嶋田委員。

○嶋田委員 ご説明ありがとうございました。また、丁寧に修正いただきましてありがとうございました。私は以前、日本のインターネットの第一人者の方の講演を伺ったことがありますが、その中でその方が、インターネットを使うときに大切なことはエシカルユース、

倫理的に使うことだとおっしゃっていたのがとても印象に残っています。是非、立川の子どもたちにも、タブレットですとか携帯電話ですとか、倫理的に社会の役に立つような使い方を学んでほしいなというふうに考えておりますので、倫理的という言葉を入れていただいて大変ありがたいなと思っております。

それから、市民科のところでアートのことを入れていただきまして、これも立川ならではのことだと思いますので、大変良かったと思っております。

○小町教育長 ほか、ございますか。小林委員。

○小林委員 私も意見を送らせていただいて、その内容が入っていましたので、同意していただいたかと思っております。

今お話の中に、ICTの内容をここの項目に入れたということがありましたけれども、この1ページ目というのは、間違っていたらすみません修正してください、2ページ目からの具体的な内容の導入文みたいなものと考えたのですが、そうしますと、多分これはネットワーク型学校経営システムを中心にコミュニティ・スクールが全校になったということで、その内容が入っているんだと思うんですね。

来年度のことを考えますと、1人1台パソコンというのがとても大きな変化だと、今までと違うことだと思いますので、前文のところもICTについて、ICTを有効に活用して、どんな状況においても学びを止めないとか、学びを高めるとか、何かそういうものが入ってほしいなと今聞いていて思いましたけれども、何なら来年度に入れていただいても構いませんが、そういうふうに感じました。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 ICT教育の推進を軽んじているわけでは決してございませんで、ただ、子どもが今回導入させていただいたタブレット端末というのは、課題としてある学力の向上でありますとか、体力の向上でありますとか、特別支援教育の充実を推進するための手段の一つというふうに今回は考えました。

その中で、学力の向上の中でも先ほど申し上げましたように、(6)としてある程度のボリュームを割いて具体的にお示しさせていただいたというところで、私たちの課題意識がそこがないというわけでは決してなくて、大きな教育課題とそれをうまく推進するための手立てというような建て付けの中で、今回はこのような形で整理させていただいたというところで、今、委員からいただいた思いというのはしっかり受け止めた上で、この指針に基づいて指導してまいりますので、ご理解いただければと考えておるところでございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。伊藤委員。

○伊藤委員 まずはこのようなすばらしい指針を作っていただきましてありがとうございます。本当に細かいところから、また脚注のところでも分かりやすく説明もされておりますし、何年間にわたる指針の集大成というような形でできているのではないかと思っております。本当にありがとうございます。感謝の言葉とさせていただきます。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1 議案(1)議案第 61 号、令和 3 年度 立川市教育委員会学校教育の指針について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 61 号、令和 3 年度 立川市教育委員会学校教育の指針について、は承認されました。

◎議 案

(2) 議案第 6 2 号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

○小町教育長 続きまして、1 議案(2)議案第 62 号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

池田図書館長、説明をお願いいたします。

○池田図書館長 それでは、議案第 62 号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

今回の改正は、令和 3 年 1 月 6 日に立川市図書館において、たちかわ電子図書館が運用開始されること、及び図書館資料利用カードの切替に伴い様式が変更されることから、立川市図書館条例施行規則の一部を改正するものです。

資料の新旧対照表をご覧ください。この表の左側部分が改正後、右側が改正前となっております。また、改正をした部分につきましては下線が引かれております。改正があったところをご説明いたします。

第 13 条(貸付手続)につきましては、電子書籍はインターネットにより貸付手続が可能となることを追加するものであります。

第 21 条(予約及びリクエストの件数)につきましては、電子書籍は 2 点で、リクエストを行うことができないことを追加するものであります。

第 22 条(予約の方法)につきましては、立川市電子図書館サイトにおいて行うことを追加するものであります。

第 24 条(取り置き期間)につきましては、予約資料の貸付けを受けることが可能になった日を含めて 8 日間を、取り置く期間とすることを追加するものであります。

第 26 条(リクエスト対象外資料)につきましては、電子書籍をリクエスト対象外とするものであります。

第 27 条(利用制限)につきましては、電子書籍の貸付の停止を追加するものであります。

別表(第 14 条関係)、貸付の制限につきましては、電子書籍の貸付は 2 点まで。ただし、相互市外居住登録者は貸付けを受けることができないことを追加するものであります。

別紙、第 3 号様式につきましては、図書館資料利用カードの切替に伴い、様式を変更するものであります。

なお、条文中、立川市電子図書館サイトという文言がございます。現時点では適切な表現として記載しておりますが、今後より適切な表現があれば改正することもあるということをつけ加えさせていただきます。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、嶋田委員。

○嶋田委員 質問ですけれども、別表(第14条関係)の中で、「電子書籍2点。ただし、相互市外居住登録者は、貸付けを受けることができない。」とありますが、予約が入っているものはできないとして、空いているものに関しては貸付けをしてもいいのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

○小町教育長 池田図書館長。

○池田図書館長 別表の関係でございます。相互市外居住登録者ということは相互利用者ということで、立川市隣接市、国立とか国分寺、小平、東大和、武蔵村山、福生、昭島、日野、8市ありますけれども、周辺市の居住者の登録のことをいっております。今回の電子書籍を契約するにあたりまして、一定の人口規模により契約する料金があります。契約上、立川市在住・在勤・在学者以外につきましては利用することができないという規定になっておりまして、それに則りまして貸付けを受けることができないということでございます。

○小町教育長 嶋田委員。

○嶋田委員 承知しました。

○小町教育長 ほか、ございますか。小林委員。

○小林委員 すごく初歩的な質問ですけれども、電子書籍、リクエストを行うことができないというのは、その理由を教えてください。

○小町教育長 池田図書館長。

○池田図書館長 リクエストができない理由でございます。電子書籍自体は紙の書籍と違っていて出版社の意向が強くなります。まだ数多くの出版社または作家のサイドのほうで利用を制限しているところが多くございます。紙では人気、ベストセラー本と一般的には言えますけれども、紙で売れているのに電子で出す必要はないということで、3年とか4年落ちぐらいで人気本を、要は紙でもう売れなくなって電子で出すということがございまして、圧倒的にコンテンツ数が少のうございます。その関係でリクエストを受け付けてもほとんどが電子の登録サイトにないということでございますので、当面の間という言い方をいたしますけれども、リクエストは受け付けないということで、他の先行自治体においてもほとんどの自治体がリクエストを受け付けておりません。受け付けたとしましても、あくまでもご意向を伺うということでございます。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 分かりました。ありがとうございました。

立川市図書館、電子書籍とかと検索を試してみたのですが、そうしたら「デジタルの部屋」を作りました、というのがヒットしました。「デジタルの部屋」ってすごくいい言葉だなと思ったのですが、ここから検索するというのもできるそうですね。便利かなと思いました。

それと図書館資料利用カードですが、改正後というのは、これはどこが改正されているのか、私が今持っているものと比べると、裏面の各館の名称が消えているという感じですが、どういうところが変わっているのか教えてください。

○小町教育長 池田図書館長、お願いします。

○池田図書館長 主に裏面のことを指しております。今、小林委員からご指摘があったとおり、旧のカードにつきましては図書館名と電話番号が載っていましたが、文書法政課のほうと調整していますけれども、規則に載せる段階ではここは空欄でよろしいということで、電話番号が変わったり、名称が変わるたびに改正する必要があるようにということで空欄にしています。

それと左側の文言で、例えば「下さい」を平仮名「ください」にしたり、少し今の時代に合ったような語句に改正したということでございます。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 今の時代に合ったというお言葉がありましたけれども、この図書館資料利用カード、ずっと前から黄色で、「100万回生きたねこ」の絵が描いてあって、ずっと同じですが、希望としまして、今の時代に合った「くるりん」とか、せっかく変えるのでしたらこの絵を可愛い「くるりん」が本を読んでいるところとかに変えていただくと私の好みですが、持つのも楽しくなるかなと思いました。

○小町教育長 池田図書館長。

○池田図書館長 今、小林委員が持っているカードはプラスチック製の薄いペラのカードだと思います。この在庫が尽きましたら今度はプラスチック製の少し厚くなるカードに変更となります。これにつきましては、薄いのがいいのか、厚いのがいいのかということで、いろいろ議論がありまして、カードの素材の変更となっております。

それと、このネコにつきましても、この「100万回生きたねこ」というのは人気の本でして、作家の許諾を得て作っております。改正するにあたりまして、委員のように「くるりん」がいい、何々がいいというご意見がありましたけれども、伝統的に立川市はこの「100万回生きたねこ」というのが一つのステータスという位置付けの中できています。ただ、永久にこのカードを使用ということではございませんので、今ご指摘があったことを踏まえて、次回の改正のときには議論をしていきたいと思っております。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案(2)議案第62号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することに

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 62 号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎報 告

(2) 新型コロナウイルス感染症の対応について

○小町教育長 続きまして、2 報告(2)新型コロナウイルス感染症の対応について、を議題いたします。

小林教育総務課長、説明をお願いします。

○小林教育総務課長 それでは新型コロナウイルス感染症の対応について、ご報告いたします。

まず、1 番の立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況でございます。

この立川市新型コロナウイルス感染症対策本部につきましては、市長、両副市長、教育長、部長職の職員、合計 20 名で組織している本部でございますが、令和 2 年 12 月 16 日以降に第 40 回と第 41 回を開催しております。

まず第 40 回につきましては、12 月 16 日水曜日、午前 9 時から開催しまして、4 つの事項について決定及び確認を行ったところでございます。

1 点目は、新型コロナウイルス感染症に関する中小事業者支援についてで、10 月より実施しております中小事業者緊急支援金について、受付期間の延長などを行うこととしたことについて決定いたしました。

2 点目は、ひとり親世帯臨時特別給付金について、国の決定に基づき再支給することとしたこと。

3 点目は、年末年始における新型コロナウイルス感染症対策に関する問い合わせ等について、問い合わせ窓口等の体制を確認したこと。

4 点目は、国の通知に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種への対応に向けて、人員体制を強化することを確認したこと。

5 点目は、市民一丸となってコロナ禍を乗り越えるためのメッセージの発信と、東京 2020 大会に向けた気運醸成、レガシー創出を目的としまして、モザイクアートプロジェクトを実施することとしたこと。

6 点目は、年末年始の立川競輪開催について、感染症対策を徹底したうえで開催することを確認したこと。

以上、この 6 点について対策本部におきまして決定、確認を行ったところでございます。

2 ページ目をご覧くださいと思います。

続きまして第 41 回でございます。12 月 22 日火曜日、午後 5 時から開催しまして、4 つの事項について決定及び確認を行ったところでございます。

1 点目です。令和 3 年 1 月 10 日日曜日に開催を予定しておりました消防出初式です。こち

らにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止とすることといたしました。

2点目、令和3年1月11日月曜日・祝日に開催を予定しております成人を祝うついででございます。こちらにつきましては式典を二部制としまして、YouTube でライブ配信するなどの対応、こういった感染予防対策を徹底したうえで、現時点においては開催することを確認しております。

3点目、新型コロナワクチン予防接種について、組織体制を整え、国の通知等踏まえて予算化に向けた準備を進めるとともに、今後のスケジュールを確認したところでございます。

4点目、年末年始の立川競輪について、こちらもさらなる感染症対策を徹底したうえで、現時点において開催することを第41回においても確認したところでございます。

以上、この4点につきまして対策本部において徹底及び確認を行ったところでございます。詳細につきましては、4ページ以降に添付してございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

2番でございます。令和2年度 中学校1年生スキー移動教室の中止及び延期についてです。令和2年12月23日、昨日現在の状況でございます。

中止とした学校につきましては、立川第一中学校、立川第七中学校、立川第八中学校の3校でございます。延期予定の学校につきましては、立川第三中学校、立川第四中学校の2校で、いずれも日程を1月から2月に延期しております。

実施の可否を検討している学校は、立川第二中学校、立川第五中学校、立川第六中学校、立川第九中学校の4校で、こちらの学校につきましては実施日の3週間前までに実施するかどうかを決定する予定でございます。

3番でございます。新型コロナウイルス感染症患者の発生についてです。

立川市立中学校におきまして、新型コロナウイルス感染症患者が発生いたしました。感染症患者は、中学校の生徒1名で、感染確定日は令和2年12月18日金曜日でございます。

公衆衛生上の対策です。この学校につきましては、感染確定日、18日の翌日ですが12月19日に土曜授業を実施予定でしたが、この授業はとりやめて臨時休業としまして、その後、保健所の調査により、濃厚接触者がいなかったため、翌週の月曜日、21日から授業を再開しております。

報告は以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、嶋田委員。

○嶋田委員 立川市の場合、本当に様々適切に対応してくださっているなど感謝しております。

中学校1年生スキー移動教室についてですけれども、校長先生方もきっと大変悩まれて、難しい判断を迫られていらっしゃるのかなと思います。保護者も、できれば行かせてあげたいという気持ちと、できれば行かせたくないという気持ちが両方あって、難しいところでは

ありますけれども、どういう判断をしてくださっても保護者も理解できると思いますので、安心してご判断いただければと思います。

もし行くとなった場合には、やはり感染症対策を万全に、おしゃべりするときは必ずマスクを徹底してやっていただくことと、最悪の状況も一応は想定して、最悪は起こらないと思って何も考えていませんでしたというわけにはいかないと思いますので、いろいろなシミュレーションをしておいていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 委員が今おっしゃられたように、各校校長、本当に悩みに悩んで、私どものほうに「どうしたらいい、どっちがいいんだろうか」というところでご相談いただきながら対応していただいているところです。

中学校の場合は、小学校と違って5年生の八ヶ岳や日光修学旅行のように連合体として契約しているわけではないので、各学校で契約しております。また、大きくくくと長野県ですが、行き先もそれぞれ違っておりまして、宿舎も違っております。そういった中で、各校が契約した内容の中でできるベストの対応を何とかしてあげたいというところで校長たちが苦慮しながら、やむを得ず中止という判断を下した学校も、何か代わりになる代替措置をしてあげなければというところで既に検討を始めておりますし、延期を検討することができた学校についても、気が付いてすぐ働きかけて、この場合は宿の都合で延期しようにも年度内に空いていないという可能性もありながら、何とか教育課程の中でできるところに移動させることが、このタイミングでもできるのではないかというようなところで、何とか見つけられたというようなところが延期というようなところで、各校本当に様々な中で対応を進めているところがございます。

実施する場合にも、委員にご指摘いただいたように何が起きるか分からない。最善を尽くしました、でも結果が最悪でしたではお話になりませんので、私どもとしても完璧とは言えませんが、あらゆる事態を想定して校長を支援しながら相談に乗ってまいりたいなど考えているところがございます。

○小町教育長 嶋田委員。

○嶋田委員 本当に大変だと思いますけれど、よろしくお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。伊藤委員。

○伊藤委員 本当にきめ細やかな対応をありがとうございます。質問ではないですが、年末年始で何か体に困ったところがあるということになりますと、当然、休日応急診療のところへお電話をされる方も多くなっていると思いますので、そこでの対応、難しいとは思いますが、よろしくお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。小林委員。

○小林委員 スキー教室に関してですけれども、今お話を伺いまして、各学校でそれぞれが契約して行き先が違う、宿が違うということをお聞きしまして、各学校で対応が違うのは仕方がないのかなと。中止したり、延期したりの違いはそういうところにあるのかなと今お話を

伺って分かったんですけれども、ただ、子どもたちや保護者は、あそこの学校は行けるのに、行ったのに、自分たちはどうして行けないんだとか、そういう疑問が多分わいてくると思うんですね。校長先生の判断基準、お考えというのも違いがありますし、理由はちゃんとあると思いますけれども、その辺をもし聞かれたときに相手が納得できるような説明をしていただけのような準備をお願いしたいと思います。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 本当に子どもたちや保護者の方々の思いとすれば、今、委員がお話されたこと、ごもっともだと思っております。実は中学校長たちも立川市の公立中学校として9校同じような対応を一斉にとることはできないものかということで、何度も校長会の中で集まって会議を重ねてくれております。その中で、各校の契約であったために行き先が違うということ、宿舎も違うということ、それから契約会社も微妙に違ってきているというような中で、契約内容にこれが盛り込まれている、盛り込まれていないとか、そういったことも出てまいります。そういった対応の中で、どうしても9校一律にというのが難しいというところを各学校の校長たちが納得した上で今回このような形になってございます。

ですので、私どもも相談に乗らせていただく際には他校の情報も提供させていただいて、その上で現状を踏まえて適切なお説明、他校と違う対応になるかもしれないけれども、それによって子どもたちが代替措置もなしで、ただ無かったとって1年が終わってしまうとか、そういった終わり方にならないようにというところで助言をさせていただいておりますし、また、校長先生方のご説明の中で、適切な説明がなされるように、後方支援になりますけれどももしっかりさせていきたいなと思っておりますのでございます。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 校長先生や指導課の皆さんの判断を信頼してお任せしますので、子どもたちがスキー教室がなくなったからと失望するのではなく、有意義な生活が送れるように期待したいと思っております。よろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで2報告(2)新型コロナウイルス感染症の対応について、の報告及び質疑を終了いたします。

○小町教育長 次にその他に入ります。

〔「ありません」との声あり〕

◎閉会の辞

○小町教育長 それでは次回の日程を確認いたします。次回、令和3年第1回立川市教育委員会定例会は、令和3年1月14日木曜日、午後1時から101会議室で開催いたします。

これをもちまして、令和2年第24回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時10分

署名委員

.....

教育長